半田市罹災証明書等交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、本市の区域内（以下「市内」という。）で発生した災害による被害を受けた者の証明に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（火災、落雷を除く。）をいう。

⑵　住家　社会通念上の住家であるかどうかを問わず、現実に居住のため使用している建物及び常時人が居住している建築物の部分をいう。

⑶　住家以外の物件　住家以外の建築物、建築物に付随する外構及び構築物又は自動車等の動産その他これに類するものをいう。

（証明書の種類及び内容）

第３条　この要領により交付する証明書（以下「証明書」という。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの証明の内容は、当該各号に定めるところによる。

⑴　罹災証明書（第１号様式）　災害対策基本法第９０条の２第１項に規定する罹災証明書で、災害による住家の被害について、実地調査等によりその事実を市が確認することができる場合に限り、その被害の程度について証明するものをいう。

⑵　被災届出証明書（第２号様式）　災害による被害を受けた住家が確実な証拠によって立証できない場合若しくは被害の程度の判定を要しない場合又は住家以外の物件の被害について、市長に届け出た事実を証明するものをいう。

２　証明書は、災害による被害額は証明しないものとする。

３　罹災証明書における被害程度の判定及び損害割合は、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づくものとする。

（証明書の対象）

第４条　証明書の交付の対象となるものは、市内で発生した災害により被害を受けた住家又は住家以外の物件とする。

（証明書の交付対象者）

第５条　証明書の交付を申請することができる者は、次に掲げる者とする。

⑴　住家又は住家以外の物件の所有者（その相続人を含む。）

⑵　住家又は住家以外の物件の使用者

（証明書の交付申請等）
第６条　罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災後３０日以内に罹災証明書交付申請書（第３号様式）により市長に申請しなければならない。
２　被災届出証明書の交付を受けようとする者は、被災届出証明申請書（第４号様式）に次の書類を添えて市長に届け出なければならない。
⑴　罹災の状況が分かる写真
⑵　前号のほか、罹災の状況が分かる書類等
３　前２項の場合において、申請者又は届出者は、運転免許証、旅券その他申請者又は届出者本人であることを示す書類を提示しなければならない。
４　第１項の申請及び第２項の届出は、代理人によってすることができる。この場合においては、代理人は、委任状を提出しなければならない。また、前項に定める本人であることを示す書類を提示しなければならない。
５　前４項の規定については、やむを得ない事情があると市長が認めたときはこの限りでない。
（実地調査）
第７条　市長は、前条第１項の申請があったときは、災害に係る住家の被害認定基準運用指針等に基づき、住家に生じた被害の状況を実地にて調査しなければならない。ただし、当該申請書に係る被害について、申請者が被害程度を「準半壊に至らない（一部破損）」であることを自ら判定しており、かつ、被害の状況を示す写真等の資料から「準半壊に至らない（一部破損）」となることが一見して明らかに判定できる場合は、申請者の同意を得た上で実地調査を省略することができる。
２　市長は、前条第２項の届出があったときは、同項各号に掲げる書類により罹災状況を確認することとし、原則として実地調査は行わないものとする。
（証明書の交付）
第８条　市長は、第６条第１項の申請又は同条第２項の届出があったときは、審査のうえ、適当と認めたときは、それぞれ罹災証明書又は被災届出証明書を交付するものとする。
２　証明書の交付を受けた者で、当該証明書の再交付を希望する者は、罹災証明書・被災届出証明書再交付申請書（第５号様式）により、市長に当該証明書の再交付を申請することができる。ただし、罹災した日の翌日から起算して５年を経過した場合には、この限りでない。
（再調査の申請）
第９条　罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して９０日以内に、市長に対し再調査を申請することができる。

２　前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、被害認定再調査申請書（第６号様式）を提出して行うものとする。

（手数料）

第１０条　証明書交付に係る手数料は、半田市手数料条例（昭和３９年条例第２号）第８条の規定により免除するものとする。

（その他）

第１１条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和８年１月１日から施行する。